

○大隅肝属広域事務組合監査委員監査規程

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合監査委員訓令第1号

肝属地区一般廃棄物処理組合監査委員監査規程（平成12年肝属地区一般廃棄物処理組合監査委員訓令第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 監査委員の行う監査、検査及び審査（以下「監査」という。）は別に規定するものを除くほか、この規程の定めるところによる。

（監査の方針）

第2条 監査は、次の方針によって行う。

- (1) 常に公平無私を心掛け、よく実情を調査して真相の把握に努めること。
- (2) 非違があれば是正しなければならないが、いたずらに摘発を事としないで、常に根本をただし、指導的見地に立って監査し、大隅肝属広域事務組合行政の刷新向上を期するよう努めること。
- (3) 事の軽重、緩急等を考慮し、監査の効率を上げるよう努めること。

（監査事項）

第3条 監査はおおむね次の事項につき、書類帳簿又は実地について行う。

(1) 事務執行の状況

- ア 職員の配置、事務分掌及び勤務の状況
- イ 事務の処理状況
- ウ 帳簿の整備及び処理保存の状況
- エ 法令及び例規類の整備状況
- オ 内部けん制組織の適否
- カ 他に関連ある事務との連絡調整の状況

(2) 財政及び出納の状況

- ア 予算の編成及びその執行状況
- イ 収入及び支出の状況
- ウ 物品の出納及び保管状況
- エ 財産及び営造物の管理又は処分の状況
- オ 補助事業の概要、補助条件の履行及び効果の状況
- カ 決算及び財務諸表の適否
- キ その他必要と認める事項

(3) 事業管理の状況

- ア 事業の概要
- イ 事業の計画、運営及び執行状況

（監査資料）

第4条 監査に当たっては書類帳簿のほか、必要に応じ資料の提出又は説明を求めるも

のとする。

(その他)

第5条 この規程に定めるものを除くほか、監査に付随する庶務その他に関し必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。